

補装具費支給意見書（重度障害者用意思伝達装置）

(フリガナ) 氏 名	(男・女)	年 月 日生 (歳)
住 所		
障害名		
病 名	※障害者総合支援法の対象となる特殊疾患（難病等）に該当 （ ☐ する ・ ☐ しない ）	

身体状況・障害状況

1 経過及び現症

※難病患者については、身体症状等の変動状況や日内変動等についても記載する

2 障害の総合所見

MMT（右上肢： 右下肢： 右手指： 左手指： ）
（左上肢： 左下肢： 頭頸部： 体 幹： ）

ROM制限 無・有（部位・程度： ）
欠損など形態異常 無・有（部位・程度： ）
運動失調 無・有（部位・程度： ）
不随意運動等 無・有（部位・程度： ）
感覚障害 無・有（部位・程度： ）
上肢能力 （ 食事動作： 可能 ・ 介助にて可能 ・ 不可能 ）
下肢能力 （ 起立： 可能 ・ 介助にて可能 ・ 不可能 ）
（ 歩行： 可能 ・ 介助にて可能 ・ 不可能 ）
座位能力 （ 可能 ・ 背もたれで可能 ・ 支持装置で可能 ・ 不可能 ）

3 失語 無・有（種類： 程度： ）

4 構音障害 無・有（程度： ）

- 5 視覚障害 無・有（程度： ）
- 6 聴覚障害 無・有（程度： ）
- 7 人工呼吸器の使用 無・有 使用時間（常時・ 時間／日・夜間のみ）
機種（ ）
- 8 気管切開 無・有（ 年 月 日より）
- 9 知的障害等 無・有（程度： ）

意思伝達能力の状況

- 1 口頭での意思疎通（可能・僅かに可能・不可能）
- 2 口頭以外での意思疎通
方法：手指の動き・眼球運動・開閉眼・口形・文字盤・その他（ ）
程度：可能・僅かに可能・不可能
- 3 機器の操作能力
＊機器の例 キーボードやマウス・トラックボール・携帯用会話補助
装置（意思伝達装置を除く）
程度：上肢（可能・僅かに可能・不可能）使用機器（ ）
下肢（可能・僅かに可能・不可能）使用機器（ ）
頭部、呼吸等（可能・僅かに可能・不可能）
使用機器（ ）

意思伝達装置の使用状況

- 1 使用の動機 ① 本人の希望 ② 家族（ ）
③ 関係者（ ）の勧め
- 2 装置の使用期間（ 年 月 日から・未使用）
試用期間（ 年 月 日から 年 月 日）
- 3 使用機種 ① ソフトウェアを搭載した専用機器
（製品名： ）
② 生体現象（脳血流量等）を利用し「はい・いいえ」を
判定するもの
（製品名： ）

- 4 使用頻度 (1 日当たり 時間使用、週に 日間使用)
- 5 操作能力 本人 (独力で可能 ・ 一部介助 ・ 不可能)
 連続使用時間 (1 日当たり 時間 分)
 介護者 (独力で可能 ・ 一部介助 ・ 不可能)
- 6 操作部位 上肢・手指・下肢・足部・口唇・眼瞼・前額部
 その他 ()
- 7 使用場所 ① 自宅 ② 施設／病院 (施設名 :)

処方内容・使用効果

- 1 処方機種 ① ソフトウェアを搭載した専用機器
 (製品名 :)
 ② 生体現象 (脳血流量等) を利用し「はい・いいえ」を
 判定するもの
 (製品名 :)
- 2 附属品 スイッチ ()
 センサー ()
 その他 ()
- 3 操作部位 上肢・手指・下肢・足部・口唇・眼瞼・前額部
 その他 ()
- 4 使用効果 ① 意思伝達が可能となる。
 ② その他 ()

(* 見積書及びカタログ等を添付)

年 月 日

医療機関名

印

医師名

印

注) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の指定医師が作成のこと。

審査の結果、補装具の支給は、(適当 不適當) と認める。

年 月 日

判定医

印

(沖縄県身体障害者更生相談所)